

住民監査請求・住民訴訟制度について

住民監査請求・住民訴訟制度について

1 制度の意義

住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関又は職員の行う違法・不当な行為又は怠る事実の発生を防止し、又はこれらによって生じる損害の賠償等を求めることを通じて、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度

- ・住民訴訟は、「地方自治の本旨に基づく住民参政の一環として…裁判所に請求する権能を与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたもの」。「地方公共団体の構成員である住民全体の利益を保障するために法律によって特別に認められた参政権の一種であり、その訴訟の原告は、…住民全体の利益のために、いわば公益の代表者として地方財務行政の適正化を主張するもの」（最判昭和53年3月30日）
- ・住民訴訟制度を「設けるか否かは立法政策の問題であって、これを設けないからとて、地方自治の本旨に反するとはいえない」（最判昭和34年7月20日）

2 制度の概要

（1）監査請求前置主義

住民監査請求をして、その結果を待たなければ住民訴訟を提起できない。

（2）住民訴訟を提起する者（原告）

当該地方公共団体の住民であって、住民監査請求をした者

（3）住民訴訟の対象

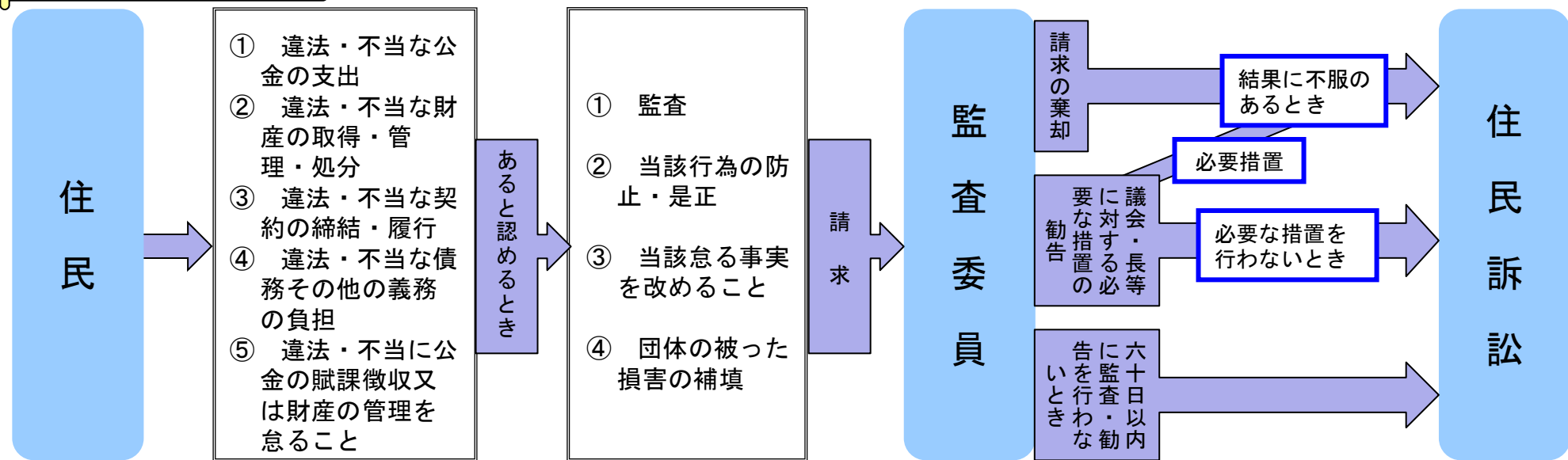
違法な財務会計上の行為等に限定

（4）訴訟の法的性格

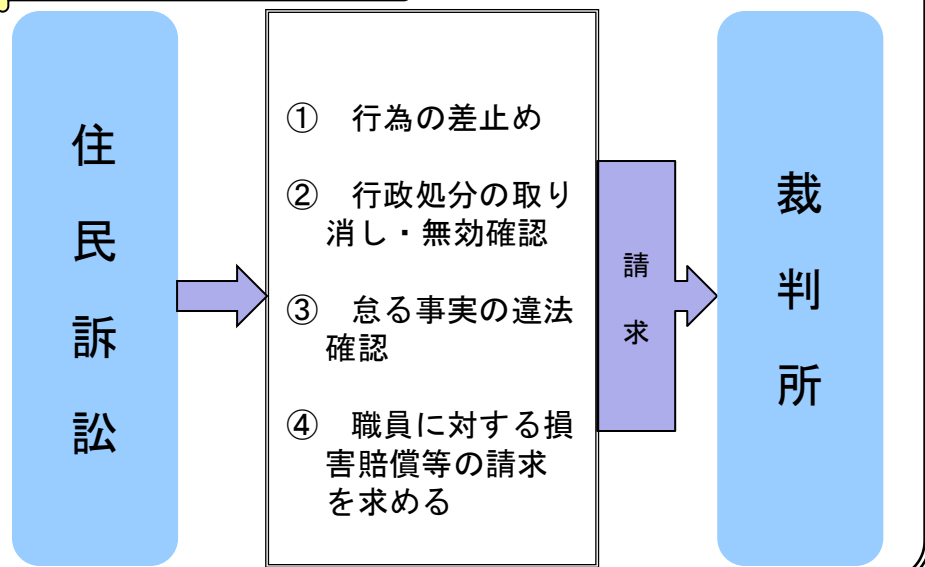
個人の権利利益と関係なく、客観的な法秩序の維持を目的とする客観訴訟である民衆訴訟の一種（行政事件訴訟法第5条、第43条及び地方自治法第242条の2第11項）

住民監査請求制度、住民訴訟制度及び職員の賠償責任の手續上の流れ

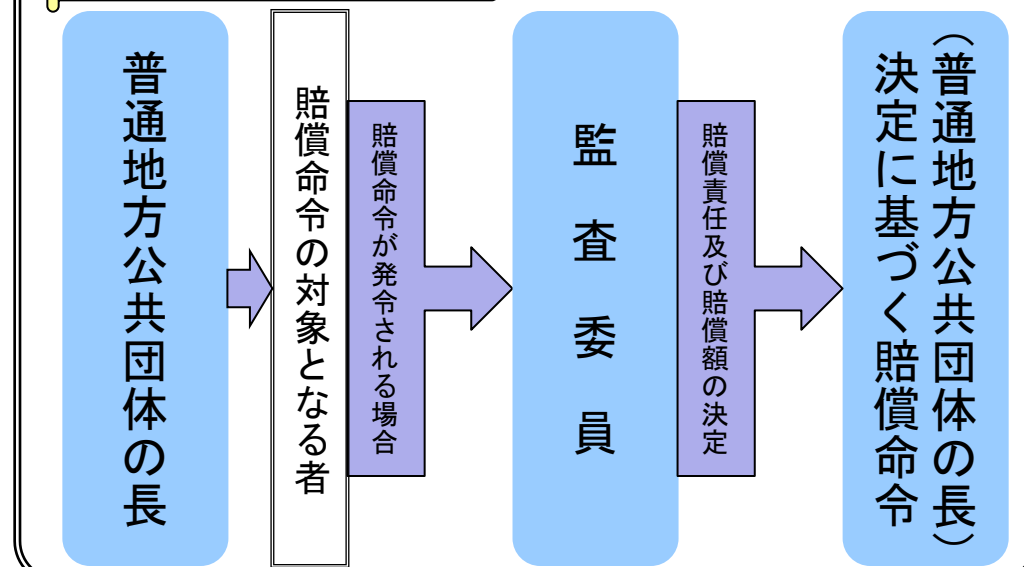
住民監査請求



住民訴訟

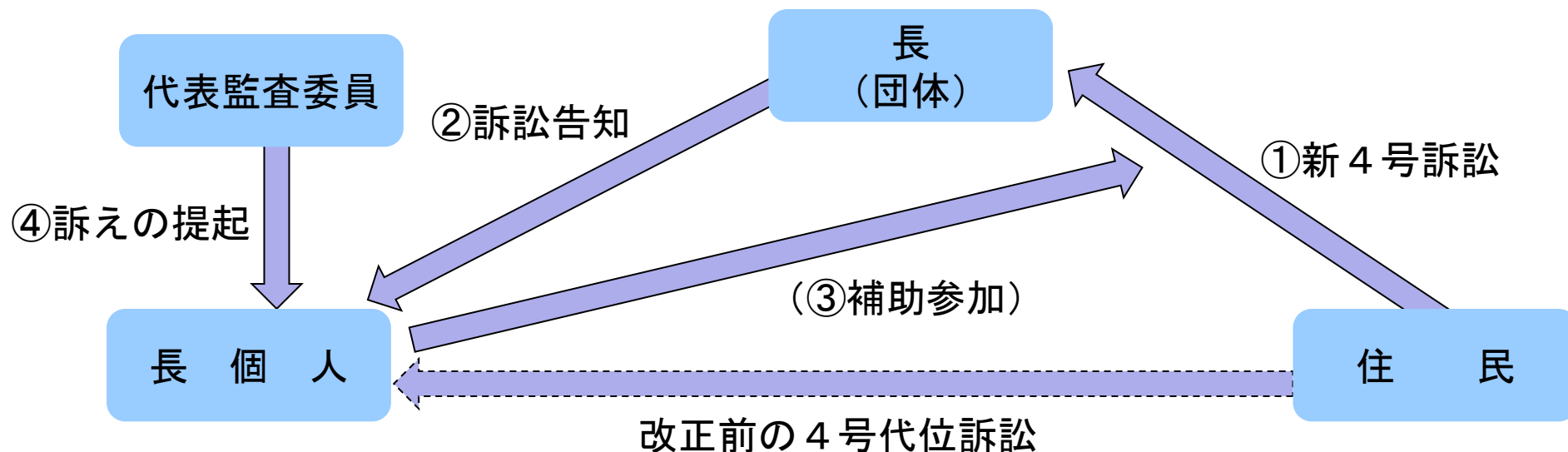


職員の賠償責任

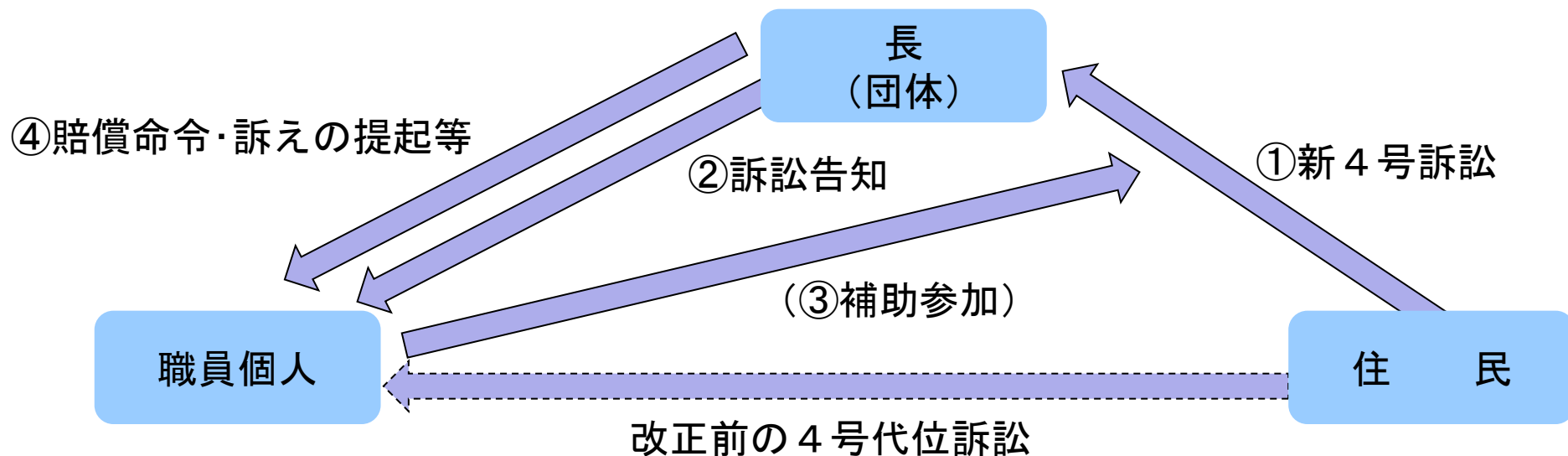


新 4 号訴訟について

1 長（現職）の場合



2 職員等の場合



改正後の住民訴訟の流れ

長（現職）の場合

違法な財務会計上の行為又は怠る事実等

住民監査請求

§ 242①

賠償を請求すべき旨の勧告等

§ 242④

理由がない旨の通知

支払

機関としての長に対して請求を求める新4号訴訟

§ 242の2①IV

棄却

認容

§ 242の3①

執行機関としての長による支払請求

支払

訴え提起

未払いの場合
§ 242の3②・⑤

は住民の行為

は監査委員又は代表監査委員行為

は個人としての長の行為

賠償命令の対象とならない一般職員等の場合

違法な財務会計上の行為又は怠る事実等

住民監査請求

§ 242①

賠償を請求すべき旨の勧告等

§ 242④

理由がない旨の通知

請求及び訴え提起

職員等に対する請求を求める新4号訴訟

§ 242の2①IV

棄却

認容

§ 242の3①

執行機関としての長による支払請求

職員等の支払

訴え提起

未払いの場合
§ 242の3②

は住民の行為

は監査委員の行為

は長の行為

住民監査請求制度の概要（１）

○ 住民監査請求制度（自治法（以下、「法」という。）第２４２条）～監査請求前置主義～

１ 住民監査請求とは

地方公共団体の住民が当該団体の執行機関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、これを予防し又は是正することで、住民全体の利益を守ることを目的とする制度。

請求をできる者は、法律上行為能力を認められている限り、自然人でも法人でも可能。１人であってもよい。

２ 監査請求の対象（法第２４２条第１項）

当該普通地方公共団体の長、委員会、委員又は職員による違法・不当な財務会計上の行為又は財務に関する「怠る事実」。

- ① 公金の支出
- ② 財産の取得・管理・処分
- ③ 契約の締結・履行
- ④ 債務その他の義務の負担
- ⑤ 公金の賦課・徴収を怠る事実又は財産の管理を怠る事実

※①～④は当該行為がなされることが相当な確実性をもって予測される場合を含む

３ 監査請求の内容（法第２４２条第１項）

- ① 当該行為を防止し、又は是正すること
- ② 当該怠る事実を改めること
- ③ 当該行為・怠る事実によって当該普通地方公共団体が被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

住民監査請求制度の概要（２）

４ 監査請求の期間（法第２４２条第２項）

住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から１年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、請求がこの期間内にできなかったことに正当な理由があるときは認められる。

５ 監査委員による監査・勧告等

（１）監査の請求があった場合、６０日以内に監査を行い、

- ① 請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を請求人に通知し、公表する。
- ② 請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長、その他の執行機関又は職員に対し、期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、勧告の内容を請求人に通知し、公表する。

勧告を受けた者は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講じ、その旨を監査委員に通知するとともに、監査委員は通知に係る事項を請求人に通知し、公表する（法第２４２条第４項、第５項、第９項）。

（２）暫定的な停止勧告制度

監査委員は、以下の要件を全て満たす場合、理由を付して勧告等の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる（法第２４２条第３項）。

- ・当該行為が違法であると思料するに足る相当な理由があると認めるとき
- ・当該行為により当該団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるとき
- ・当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるとき

住民監査請求の実施状況

○ 住民監査請求

(単位: 件)

	監査請求の件数	うち取下げ	うち却下	うち棄却	うち勧告を行ったもの	うち監査結果を出さなかったもの(合議不調)
都道府県	338	13	187	125	11	2
市区	1,159	20	440	625	64	10
町村	301	4	106	173	16	2
合 計	1,798	37	733	923	91	14

※注 1 住民監査請求の件数は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に請求があったものの計数である。

出典：総務省調べ

住民訴訟制度の概要（１）

○ 住民訴訟制度（自治法（以下、「法」という。）第２４２条の２）

１ 住民訴訟を行うことができる者（法第２４２条の２第１項）

住民監査請求を行った当該地方公共団体の住民（法人を含む。）

２ 住民訴訟を行うことができる場合（法第２４２条の２第１項）

住民が住民監査請求を行った場合、次のときに、訴訟を提起することができる。

- ① 監査委員の監査の結果・勧告、勧告に基づいて長等が講じた措置に不服があるとき
- ② 監査委員が監査・勧告を６０日以内に行わないとき
- ③ 監査委員の勧告に基づいた必要な措置を長等が講じないとき

３ 請求の内容（法第２４２条の２第１項）

違法な行為又は怠る事実（不当な行為又は怠る事実に係るものは認められない）について、次の請求ができる。

- ① 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求（第１号）
- ② 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求（第２号）
- ③ 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求（第３号）
- ④ 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該地方公共団体の執行機関又は職員（委任等がなされていない限り、地方公共団体の場合は長となる。）に対して求める請求。

ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が賠償命令の対象となる者である場合にあっては、当該賠償の命令を求める請求。（第４号）

※ ４号訴訟は、平成１４年改正により訴訟構造が義務付け訴訟となった（旧法では代位訴訟）。

住民訴訟制度の概要（２）

４ 請求の期間（法第２４２条の２第２項）

住民訴訟を提起できる場合に応じて、それぞれ一定の日から３０日以内に訴訟を提起しなければならない。

５ ４号訴訟の判決後の手続

- （１） ４号本文の規定による訴訟について、損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合には、当該判決が確定した日から６０日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならない。

当該判決が確定した日から６０日以内に当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。（法第２４２条の３第１項、第２項）

- （２） ４号ただし書の規定による訴訟について、賠償の命令を命ずる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から６０日以内の日を期限として、賠償を命じなければならない。

当該判決が確定した日から６０日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。（法第２４３条の２第４項、第５項）

６ その他

住民訴訟は、当該地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。（法第２４２条の２第５項）

原告が訴訟に勝訴し、又は一部勝訴した場合において、弁護士に報酬を支払うべきときは、原告は、弁護士報酬額の範囲内で相当と認められる額を地方公共団体に請求することができる。（法第２４２条の２第１２項）

住民訴訟の実施状況

○ 住民訴訟

(単位：件)

	住民訴訟の件数	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	係争中等
都道府県	161	22	53	5	1	92
市区	379	41	114	13	2	226
町村	89	19	29	4	1	44
合 計	629	82	196	22	4	362

※注 1 住民訴訟の件数は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に請求があったものの計数である。

※注 2 訴訟結果については、重複回答があるため、訴訟の件数と訴訟結果の合計は異なる。

出典：総務省調べ

職員の賠償責任（１）

○ 職員の賠償責任（自治法（以下、「法」という。）第２４３条の２）

１ 職員の賠償責任

職員に責任の所在を認識させ、事故発生を防止するとともに、生じた損害の補填を行政処分により簡易迅速に行うことを目的として創設された制度。

２ 賠償命令の要件及び対象（法第２４３条の２第１項）

賠償命令の対象となる者	賠償命令が発令される場合
(１) 会計管理者 (２) 会計管理者の事務を補助する職員 (３) 資金前渡を受けた職員 (４) 占有動産を保管している職員 (５) 物品を使用している職員	(１) 故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したとき
(６) 支出負担行為の権限を有する職員 (７) 支出命令・支出負担行為の確認の権限を有する職員 (８) 支出・支払の権限を有する職員 (９) 契約の履行を確保するために行う監督・検査の権限を有する職員 (10) (６)～(９)の権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したもの	(２) 故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたとき

職員の賠償責任（２）

３ 手続

- （１）普通地方公共団体の長は、賠償命令の対象となる職員が地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。（法第２４３条の２第３項）
- （２）普通地方公共団体の長は、一定の要件のもと、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。
この場合においては、あらかじめ、監査委員の意見を聴き、その意見を付けて議会に付議しなければならない。（法第２４３条の２第８項）
- （３）賠償命令に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。
この場合においては、異議申立てをすることもできる。（法第２４３条の２第１０項）

４ その他

普通地方公共団体の損害が２人以上の職員の行為によって生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となった程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。（法第２４３条の２第２項）

賠償命令の規定によって賠償責任を負うべき職員については、賠償責任に関する民法の規定は適用されない。（法第２４３条の２第１４項）

その他の職員については、民法の規定に基づく損害賠償責任を負う。

職員の損害賠償責任に関する状況

○ 職員の損害賠償件数

(単位: 件、人)

	事 件 数			監査委員の監査			
		対象職員数	対象職員を 特定できず	賠償責任有と された事件	賠償有とされ た職員数	監査報告前に 賠償	長の処分との 相違
都道府県	1	1	0	1	1	0	0
市 区	15	27	0	13	22	1	5
町 村	4	7	0	4	7	0	0
合 計	20	35	0	18	30	1	5

※注1 職員への損害賠償件数は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの計数である。

出典: 総務省調べ